

自動車損害賠償責任保険料一覧表

本土用

※平成23年4月1日以降保険始期の契約に適用

(単位:円)

車種		保険期間						
		37ヶ月契約	36ヶ月契約	25ヶ月契約	24ヶ月契約	13ヶ月契約	12ヶ月契約	
自家用乗用自動車		35,390	34,600	25,750	24,950	15,930	15,110	
軽自動車(検査対象車)		30,840	30,170	22,650	21,970	14,300	13,600	
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用			42,640	41,180	24,790	23,300	
	自家用			23,860	23,130	14,930	14,190	
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量2トン超		96,740	93,170	53,190	49,550	
		最大積載量2トン以下		65,870	63,500	36,980	34,570	
	自家用	最大積載量2トン超		68,020	65,580	38,120	35,620	
		最大積載量2トン以下		44,380	42,850	25,700	24,150	
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用					57,850	53,870	
	自家用					14,560	13,840	
営業用乗用自動車	A					123,430	114,490	
	B					98,040	91,010	
	C					74,560	69,310	
	D					30,570	28,650	
大型特殊自動車及び小型特殊自動車				11,420	11,170	8,400	8,150	
緊急自動車		10,930	10,770	9,070	8,910	7,170	7,010	
特種用途自動車	霊きゆう自動車				9,960	9,770	7,640	7,440
	教習用自動車				9,960	9,770	7,640	7,440
	三輪以上の自動車(軽自動車除く)				33,200	32,100	19,830	18,720
	小型二輪自動車		21,750	21,310	16,450	16,010	11,040	10,590
	軽自動車	検査対象車			16,450	16,010	11,040	10,590
検査対象外車			21,300		16,000		10,600	
被けん引自動車(被けん引軽自動車を除く)				5,100	5,100	5,090	5,080	
被けん引軽自動車	検査対象車			5,100	5,100	5,090	5,080	
	検査対象外車		5,140		5,120		5,110	

車種	保険期間						
	60ヶ月契約	48ヶ月契約	36ヶ月契約	25ヶ月契約	24ヶ月契約	13ヶ月契約	12ヶ月契約
小型二輪(250cc超)			18,500	14,480	14,110	10,010	9,640
軽二輪(125cc超~250cc以下)	25,130	21,280	17,350		13,350		9,260
原付(125cc以下)	15,600	13,580	11,520		9,420		7,280

車種	保険期間							
	6ヶ月契約	5ヶ月契約	4ヶ月契約	3ヶ月契約	2ヶ月契約	1ヶ月契約	5日契約	
商品自動車	三輪以上の自動車		9,010	8,350	7,700	7,040	6,380	5,730
	小型二輪自動車		6,540	6,290	6,050	5,800	5,560	5,310
	軽自動車	検査対象車	6,540	6,290	6,050	5,800	5,560	5,310
		検査対象外車	6,550	6,300	6,060	5,820	5,580	5,330

※ 営業用乗用自動車のA、B、CおよびDの車種区分

営業用乗用自動車の車種欄においてA、B、CおよびDは、それぞれ次の区分による車種を表すものとする。

ただし、離島を使用の本拠とする営業用乗用車は、離島の保険料を適用する。

A	東京都の特別区、大阪市、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市および川崎市に使用の本拠を有するタクシーならびに札幌市、北九州市および福岡市に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシーを除く)
B	札幌運輸支局(札幌市を除く)、函館運輸支局、室蘭運輸支局、帯広運輸支局、釧路運輸支局、北見運輸支局、旭川運輸支局、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(特別区のタクシーならびに特別区、武蔵野市および三鷹市のハイヤーを除く)、神奈川県(横浜市のタクシーおよびハイヤー、川崎市のタクシーおよびハイヤーを除く)、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県(名古屋市のタクシーおよびハイヤーを除く)、三重県、滋賀県、京都府(京都市のタクシーおよびハイヤーを除く)、大阪府(大阪市のタクシー、大阪市域のハイヤーを除く)、兵庫県(神戸市のタクシー、神戸市域のハイヤーを除く)、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県(北九州市、福岡市を除く)、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、および鹿児島県に使用の本拠を有する営業用乗用自動車(個人タクシー除く)
C	東京都の特別区、武蔵野市、三鷹市、大阪市域、名古屋市、京都市、横浜市、神戸市域および川崎市に使用の本拠を有するハイヤー
D	個人タクシー